

セムイ学園奨学金規程

(目的)

第1条 セムイ学園奨学金は、セムイの精神である思いやり、奉仕、感謝、責任、努力、勤勉等を体現している学生を褒賞する制度である。学校法人セムイ学園の在校生でセムイの精神を体現し模範となる学生に奨学金を支給し、将来にわたってセムイの精神をもって広く社会に示唆を与えることを目的とする。

(対象学生)

第2条 対象学生は、東海医療科学専門学校 臨床工学科・理学療法科・作業療法科・柔道整復科・言語聴覚科・看護科、東海歯科医療専門学校 歯科技工士科、東海医療工学専門学校 救急救命科の在校生で第2学年以上(対象学級15学級)の者とする。

(エントリー基準)

第3条 エントリーする者は、次の基準をすべて満たす者とする。ただし、休学中の者、留年中の者、在学期間が修業年限を超える者、愛知県雇用セーフティネット対策訓練の受講生は対象外とする。

- (1) セムイの精神である思いやり、奉仕、感謝、責任、努力、勤勉等を体現している者。
- (2) 前年度の成績が上位20パーセント以内の者。なお学業成績については「GPAに関する規程」に基づき算出をする。
- (3) 前年度の出席率が90パーセント以上の者。

(エントリー方法)

第4条 受付窓口にて配布する所定のエントリーシート(作文含む)に、必要事項を記入の上、毎年7月1日～7月末日までに担任へ提出する。

(選考方法)

第5条 エントリー者がエントリー基準を満たしていることを確認したうえで、セムイ学園奨学金制度を周知するためにエントリー者として所属学科、学年、氏名等を、決定者発表まで公開する。(掲示、ホームページ等)

- 2 学科長は、エントリーした学生の中から各学級1名を学科会議で選考し、校長に上申する。
- 3 校長は、奨学生としてふさわしいと判断できれば決定する。

(選考期日)

第6条 奨学生の決定は、毎年8月末日までに行い、発表は後期開始までに行う。

(奨学方法)

第7条 奨学金はそれぞれ年間授業料の4分の1とし、当該年度の10月1日以降で年間学費全納後に支給する。

附則 この規程は、平成30年4月1日より実施する。

附則 この規程は、平成31年4月1日より実施する。

附則 この規程は、令和2年4月1日より実施する。

附則 この規程は、令和3年4月1日より実施する。

附則 この規程は、令和5年4月1日より実施する。